

施工条件の明示

工 事 名 市道１級１２号線 交通安全施設等整備工事（国府関）その２

工 事 箇 所 茂原市国府関地先

茂原市都市建設部土木建設課

明 示 項 目	明 示 事 項
工 程 関 係	・ 工期は、「特記仕様書」のとおりとし、履行報告書により実施工程表を監督職員に提出し、その了解を得なければならない。また、実施工程表により工程管理を行い、変更が生じた場合には監督職員に報告し確認を得ること。
用 地 関 係	・ 受注者にて借地が生じる場合、工事終了後には原形に復旧するものとし、返還時には地権者立会いを受けること。
公 害 関 係	・ 使用する建設機械は、低騒音、排出ガス対策型を原則とする。 ・ 工事に伴う騒音・振動等に対し、十分配慮すること。 ・ ディーゼル車排ガス規制適合車を使用すること。
安 全 対 策 関 係	・ 安全訓練等については、共通仕様書によるものとする。 ・ 標識類、防護柵等の安全施設類については、現場条件に応じて設置するものとするほか、警察等第三者との協議に基づき実施すること。 ・ 第三者の工事区間への進入防止対策を施すこと。
工 事 用 道 路 関 係	・ 建設機械及び工事用資機材の搬出入経路については、現場状況を把握したうえで施工計画に記載すること。
仮 設 備 関 係	・ 受注者により十分検討し、施工計画に記載すること。
建 設 副 産 物 関 係	・ 特記仕様書による。
工 事 支 障 物 件 等	・ 工事着手に先立ち現地調査を行い、工事支障物件等の位置を確認すること。
薬 液 注 入 関 係	・ 特になし
そ の 他	・ 変更を要する事項及び設計図書などに記載なき事項等、疑義が生じた場合は別途協議する。 ・ 施工にあたっては、関係者等と十分調整を図ること。 ・ 地権者や住民等の苦情には誠意を持って対応すること。 ・ 本施工条件で確認できない事項は監督職員に問い合わせること。